

掛川市建設工事指名基準

(指名方針)

第1条 掛川市が発注する建設工事に係る指名競争入札の指名にあたっては、資格者名簿に登載された者のうちから選定するものとし、指名の順位は次のとおりとする。

- (1) 掛川市内に本社を有する者（市内業者）
- (2) 本社は市外で掛川市内に主たる営業所等を有する者（準市内業者）
- (3) 本社、支店、営業所等が市外の者（市外業者）

(指名の基準)

第2条 指名競争入札の指名については、次の各号に掲げる事項を勘案して指名するものとする。

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 工事経歴 | (6) 当該工事に対する地域的条件 |
| (2) 経営内容 | (7) 手持工事の状況 |
| (3) 工事成績 | (8) 既成工事との関連 |
| (4) 技術者数 | (9) 不誠実な行為の有無 |
| (5) 安全管理の状況 | |

2 前項以外に掛川市建設工事入札参加者格付基準により格付されている者については、別表1及び別表2に掲げる予定価格に対応する等級に格付された者のうちから指名するものとする。

(格付業者の指名特例)

第3条 前条第1項第6号、第7号及び第8号により、特別の事由があると認められる場合は、前条第2項の規定にかかわらず、当該格付されている等級の直近上位又は直近下位の等級に該当する予定価格工事の指名をすることができるものとする。

(適用除外)

第4条 次の各号のいずれかに該当する工事については、当該予定価格に該当する等級の直近下位の等級以上に格付された者を対象とし、指名競争入札によることができるものとする。

- (1) 災害復旧工事
- (2) 特殊な機械又は特殊工法等を要する工事
- (3) 特別な理由により、施工管理上特に配慮を要する工事
- (4) 特別な理由により急施を要する工事
- (5) その他、特別な事由があると市長が認めた工事

(入札参加者の指名定数)

第5条 指名競争入札における入札参加者の指名定数は、別表3に掲げるところによるものとする。ただし特殊工事の場合はこの限りでない。

附 則
この基準は、平成17年7月1日から施行する。

附 則
この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この改正は、平成21年6月1日から施行する。

附 則
この改正は、平成23年6月8日から施行する。

附 則
この改正は、平成25年6月1日から施行する。

附 則
この改正は、平成27年6月1日から施行する。

附 則
この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この改正は、平成29年6月1日から施行する。

附 則
この改正は、平成29年12月1日から施行する。

附 則
この改正は、令和元年6月1日から施行する。

附 則
この改正は、令和3年6月1日から施行する。

別表1
土木一式

等級	総合点数	予定価格	備考
A	910点以上	2,000万円以上	
B	810点以上 909点以下	1,000万円以上 5,000万円未満	
C	650点以上 809点以下	2,000万円未満	
D	649点以下	1,000万円未満	

別表2
管

等級	総合点数	予定価格	備考
A	860点以上	1,200万円以上	
B	720点以上 859点以下	500万円以上 2,500万円未満	
C	719点以下	1,200万円未満	

別表3

工事1件の予定価格	指名定数
2,500万円以上	10社以上
1,000万円以上 2,500万円未満	8社以上
1,000万円未満	5社以上